

議事要旨(2) 企業会計基準適用指針「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理（案）」について

秋葉統括研究員から、標記の最終案及び審議事項(2)「＜追加検討＞元本保証のある物価連動国債における償却原価法の適用」に基づいて、主に以下の説明が行われた。

■ 公開草案からの主な変更

特別目的会社が高い信用力を有する利付金融資産を裏付けにして当該特別目的会社以外の参照先の信用リスクに係るデリバティブを組み込んで組成された複合金融商品については、当該複合金融商品全体の信用リスクが高くない場合、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶ可能性は低いと考えられるため、当該複合金融商品については区分処理しないものとした。公開草案の段階では、複数の格付機関よりダブル A 格相当以上を得ているような場合には、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性は低いものとして取り扱うことができるとしていた。しかし、格付けの使い方が適当か元本回収が見込まれればよいのではないか等の意見が多く寄せられていたことから、専門委員会での議論を経て、満期保有目的債券に分類できるレベル以上とすることに修正した。

■ 元本保証のある物価連動国債（海外発行など）における償却原価法の適用

当該物価連動国債は、「其他有価証券」に分類することができるが、従来、発行時点で償還額が未確定であることから償却原価法を適用していない場合の会計処理が追加検討された。

委員等からの主な発言は、以下のとおりであった。

- 元本保証のある物価連動国債（海外発行など）の会計処理については、全銀協の通達で対応することで良いと考えたとの意見が述べられた。
- 第 7 項、第 29 項で損益を「大きく」調整する複合金融商品は区分処理される点に関して、「大きく」調整する場合以外は区分処理しなくても良いように解釈できるため、不要であるとの意見が述べられた。また、反対に、「大きく」を削除すると、少しでも調整する場合は区分処理しなければならないように解釈されるとの意見も述べられた。

【事務局の回答】 現行の取り扱いを変える意図はないため、字句修正で対応する。

以上の議論の後、字句修正は委員長に一任することを前提として、出席委員全員 12 名の賛成により、適用指針の公表が議決された。

以 上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。